

◎ いじめの定義と基本的な考え方

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。

(平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

いじめは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

(平成25年9月28日施行いじめ防止対策推進法より)

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ等防止基本方針」を策定した。

いじめの基本認識及び防止の基本姿勢は、下記のとおりである。

【いじめの基本認識】

- いじめはいかなる理由があっても絶対に許されないという強い認識に立つ。
- いじめは加害者、被害者だけでなく、止めようとしていた児童、気づいていたがどうしてもできなかった児童、全く気付かなかった児童など、構造的に捉える。
- いじめやいじめの疑いがある場合、速やかに情報を共有し、事実を確認したうえで、被害児童の側に立って、いじめか否かの判断をする。

【いじめ防止の基本姿勢(ネット上のものも含む。)]

- ①いじめを許さない、見過ごさない学級・学校づくり等、未然防止に努める。
- ②いじめの早期発見、早期解決のために、様々な手段を講じる。
- ③いじめの早期の適切な対応のために、当該児童の安全を保障するとともに、指導体制を整え、解決に向けて家庭と連携して取り組む。
- ④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、事後指導にあたる。

I いじめの未然防止 ～いじめを生まない土壌づくり～

(1) 人権教育の充実

- ①いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる。
- ②子どもたちが多様性を認め互いに思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

(2) 道徳教育の充実

- ①全教育活動を通して、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ②「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ③児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ④児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

(3) 体験教育の充実

- ①児童が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ②環境体験や自然体験、福祉体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

(4) コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ①日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- ②児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、相手に恐怖や不安、嫌な思いをさせないような対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

(5) 保護者や地域への働きかけ

- ①授業参観や懇談会の開催、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ②PTA総会や各種会議等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ③インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。
- ④基本方針について、保護者へ説明する。

Ⅱ 早期発見、早期解決 ～小さな変化に対する敏感な気づき～

(1) 日々の観察

- ①教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ②休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指す。
- ③いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ④いじめの相談窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。

(2) 観察の視点

- ①児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ②担任を中心に教職員は、児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ③いじめの芽となるような気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

(3) 日記や連絡帳の活用

- ①日記や連絡帳（生活振り返り欄）の活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ②気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

(4) 教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ①教職員と児童の信頼関係を形成する。
- ②日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ③いじめアンケート実施後等に教育相談期間を設けて、全児童生徒を対象とした教育相談を実施する。

(5) いじめ実態調査アンケートの実施

- ①アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、年に2回程度実施する。その他、実態に応じて随時実施する。

Ⅲ 早期の適切な対応 ～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

(1) 正確な実態把握

- ①当事者双方、周りの児童から、個々に聴き取り、記録する。
- ②関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

(2) 指導体制、方針決定

- ①指導の方針を明確にし、教職員全体の共通理解を図る。
- ②指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。
- ③教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。
- ④犯罪行為、または、生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察と連携をとる。

(3) 子どもへの指導・支援

- ①いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く。
- ②いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
- ③インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

(4) 保護者との連携

- ①いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ②保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。
- ③授業参観や個別懇談会などを通じて、普段から保護者との連携を深める。

(5) いじめ発生後の対応

- ①加害と被害が入れ替わることにも注意し、継続的に指導・支援を行う。
- ②カウンセラー等を活用し、児童の心のケアを図る。
- ③心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級運営を行う。

IV いじめ問題に取り組む体制の整備

(1) 学校内の組織

①「生徒指導委員会」

- ア. 目的 ○生徒指導上の問題行動に関する指導体制の確立と適切な指導を推進する。
- イ. 運営 ○生徒指導係、該当学年、教頭、養護教諭をもって組織する。
 - 委員会は、校長が必要に応じて開催する。
 - 生徒指導係が委員会の運営を行う。
 - 児童理解を深め、適切な対策・指導に当たる。
 - 資料、記録を整理し、保管する。
 - 家庭、関係機関との連携を密にする。

②「いじめ防止対策委員会」

- ア. 目的 ○いじめ防止に関する措置を実効的に推進する。
- イ. 運営 ○校長・教頭・生徒指導係・養護教諭・該当学年等をもって組織する。
 - 定期的で開催し、いじめ防止の取り組みについて協議する。
 - 生徒指導係が委員会の運営を行う。
 - いじめが発見された場合の早期対応にあたる。
 - 資料、記録を整理し、保管する。
 - 家庭、関係機関との連携を密にする。

(2) 相談体制やカウンセリング体制の充実

- ①いじめ等についての相談体制、カウンセリング体制を整備するとともに、教職員のカウンセリング技量の向上を図る。
- ②スクールカウンセラーを活用した校内の相談体制づくりを行う。
- ③児童理解に関する研修やカウンセリングマインド研修を実施し教師のカウンセリング技量の向上を図る。

V 重大事態への対応

重大事態とは、次の場合をいう。

いじめにより、在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。

いじめにより、在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認める時。

(いじめ防止対策推進法第28条)

(1) 重大事態の発生

重大事態が発生した場合、教育委員会に迅速に報告し、教育委員会と協議の上、調査主体を決定する。

※ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、その時点で、学校が「いじめではない」「重大事態と言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱う。

(2) 調査組織の設置

第三者の参加を図った調査班を組織し、事実の把握に努める。

(3) 事実の確認

生徒及び保護者にアンケートを実施し、事実関係を把握する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

(4) 適切な情報の提供

いじめを受けた生徒とその保護者に対し、調査で明らかになった事実関係を適時、適切な方法で情報提供するとともに、必要に応じて経過報告する。

(5) 調査結果の報告

教育委員会が調査主体となる場合には、教育委員会の指示のもと、調査に協力する。

教育委員会は調査結果を市長に報告する。

※ いじめを受けた生徒及び保護者が求める場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

調査結果の報告を受けた市長は、必要と認める時は、再調査を行う。再調査を行った時は、その結果を議会に報告する。